

伊方町農業支援センターだより

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）

伊方町農業支援センター



〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2
TEL(0894) 38-0311 (JAにしうわ伊方支店代表)
FAX(0894) 38-1063

No.5

なお、瀬戸・三崎総合支所にも受付窓口を設置しております。

瀬戸総合支所地域産業建設課 TEL(0894) 52-0113
三崎総合支所地域産業建設課 TEL(0894) 54-1113

謹賀新年

新年明けましておめでとうござい
ます。農家の皆様におかれましては、
ご家族お揃いで新年をお迎えのこと
とお慶び申し上げます。新しい年が、
皆様にとりまして幸せ多き一年であ
りますよう心からご祈念申し上げます。

昨年は、裏年で生産量の減少が見
込まれる中、春先の低温・梅雨明け
後の異常高温と干ばつの異常気象の
影響をもちに受け、開花時期や果実
の肥大の遅れ、日焼け等の被害が心
配された年でもありました。

農業を取り巻く情勢は、異常気象
や景気の回復遅れで厳しい状況が続
いております。耕作地においても、
高齢化と共に荒廃園に歯止めがかか
らず拡大の一途となっており、伊方町
農業支援センターと致しましては、
農地集積を図り農地の有効利用と促
進を図ってまいりますので、今後とも
ご理解ご協力をお願い申し上げます。

温州みかんの出前授業

西宇和農協青壮年同志会半島ブロック8名が11月9日に伊方町立伊方小学校において、3～6年生を対象に出前授業を行ない産地の紹介やみかんの作り方、美味しいみかんの選び方について分かりやすく説明を行いました。小学生からは「どんな枝を剪定するの」「みかんの名前の由来は何？」等の多くの質問があり会員の方が丁寧に説明を行いました。その後、近くのみかん園に移動して収穫体験を行いその場でみかんを食べ「収穫するのが楽しい」「すごく美味しい」との声が響き賑やかな、出前授業となりました。



会員からは、子供達の表情を見て出前授業を行ったかいがあった、今後も続けたいとの意見があり、食農教育の大切さを実感した一日となりました。

営農だより

① 晩柑類腐敗防止剤散布

品 種	時 期	薬 剤	倍 数	収穫前日数	年間使用回数
デコポン	12/下 ~1/上	ベンレート(水)	4,000倍	7日	4回
		+ベフラン(液)	2,000倍	前日	2回
サンフルーツ	12月 ~1月	マデックEW	2,000倍	10~20日	1回
		+ベフラン(液)	2,000倍	前日	2回

※ デコポンは、ヤケ軽減の為アピオンE 1,000倍を混用する

② 晩柑類採集

共選等の収穫指示に従って適期採収を行なって下さい。

③ 晩柑類の予措・貯蔵

品種によって、予措、貯蔵方法は異なります。下記を参考にして下さい。

特に貯蔵中は、果実の入れすぎ等により加湿になりやすいので、換気扇、戸の開閉により室内空気を循環させるとともに、坪当たり貯蔵量1トン以下を厳守する。

ヘタ落ち、ヤケに注意するとともに、定期的に点検し腐敗果を除去する。

柑橘の予措程度と貯蔵条件の目安

品 種	貯蔵区分	予 措	貯 蔵	
		減量割合 (%)	温度 (℃)	湿度 (%)
伊 予 柑	短期貯蔵	3~5	8~9	85
ポンカン		5~7	4~5	80
デコポン		3~5	6~8	85~90
清 見		しない	5~8	80~90
サンフルーツ	短期貯蔵	4~5	5~8	80~85
	長期貯蔵		3~5	

※ 伊 予 柑・・・専用貯蔵庫がない場合は、新聞紙を利用する(コンテナ内面に敷く)

※ ポンカン・・・予措は、比較的暖かい部屋で行う。

※ デコポン・・・予措は、ゆっくりと行う。長期貯蔵の場合は、ポリ個装

※ 清 見・・・大袋(内側に新聞紙を敷く)を利用する。長期貯蔵の場合は、ポリ個装

※ サンフルーツ・・・長期貯蔵の場合は、ポリ個装

収穫・草刈・防風垣・剪定等の農作業のお手伝いさんを募集しています。

農作業のお手伝いさん(登録支援者)を募集しています。農作業で人手が必要になった時に少しの時間でもお手伝いしていただけませんか、土日又は半日・短時間でも農作業のお手伝いの方も可能です。農家又は非農家は問いません。登録をお願いいたします。

登録を希望される方は、「求職申込書」を提出して下さい。

【問い合わせ先、申込書提出先】

西宇和農業協同組合 伊方支店 営農管理センター 無料職業紹介所

電話0894-38-0311 FAX0894-38-1063 (担当:藤井・林)

シロウリの栽培状況（続報）

支援センターだより、No.4でお知らせしていたとおり、本年度、伊方町では、シロウリの試験栽培とその特産品開発に取り組んでいます。

5月に町内2箇所に定植したシロウリは、7月の多雨の影響で、若干収穫時期が遅れたものの、その後は鳥獣害も少なく順調に収穫してありました。しかしながら、今夏の猛暑と少雨の影響を受け、8月下旬になって、灌水不足から生育不良の傾向が見られました。

さらに、この期間に集中的なカラスによる食害にあい、全体としては、想定していた収量を下回りましたが、加工に用いるため必要としていた400kgを確保することができました。

収穫したシロウリは、伊方杜氏の酒粕を使い、町内の4つの生活研究グループと町の加工担当者の手で、それぞれのレシピで粕漬けへと加工されています。

全国的に見て、粕漬けに限らず漬物全般については、その需要の減少傾向が強く、決して市場性が明るいとは言えませんが、地元を中心にした、アンケートでは、根強い消費の動向や世代別に見た嗜好の傾向等、興味あるデータが得られていることから、試食アンケートや試験販売等を通じて地元で根ざした製品作りに向けて、研究を続けていきます。



粕漬け試食会開催

12月7日、伊方町地域振興センターにおいて白瓜の粕漬けの試食会を開催しました。

試食会では、生活研究グループの皆さんから、自分たちの試作品へのこだわりが説明され、参加した伊方町長や町職員、そして県の地域農業室の職員の皆さんからは、一つ一つをじっくりと味わって、高い評価と今後への期待の言葉をいただきました。

この他、瓜の粕漬けの先進サンプルや町担当者の改良した試作品、加えて、現在、町が研究を進めている桃の幼果を用いた粕漬けやピクルス、甘露煮等もご試食いただき、その将来性が期待されていました。



お芋さん産地づくり

推進事業 (その2)

金太郎芋の販路拡大と農地再生による産地づくり

愛媛県南予地方局と伊方町が行っている「お芋さん産地づくり推進事業」についてお知らせします。

平成22年5月22日に伊方町役場において「第1回農地再生による農商工連携産地づくり戦略検討会」を開催しました。

農業関係者からは、「金太郎芋を増産したい」「加工や収穫が容易な品種について検討したい」商工関係者からは、「生産の拡大と同時に流通の向上が必要である」等さまざまな意見が出されました。

現在、県南予地方局と伊方町では、栽培適地の判定を行うため、耕作放棄地等の地形条件や土質条件を調査中で、年内に「第2回農地再生による農商工連携産地づくり戦略検討会」の開催を予定しています。

今後は、芋栽培に関するアンケート調査等を行う予定です。ご協力をお願いいたします。

芋栽培に興味のある方や、ご質問のある方は下記まで連絡してください。



伊方町農林水産課 電話(0894)38-0211

伊方町の新規就農

ニューフェイス



井上 恵一朗 さん
伊方町九町

平成22年就農

平成22年就農

☆自分の性格は？

おとなしい

☆就農のきっかけは？

親の農作業の手伝いを通して

☆農業に対するイメージは？

天候に左右されるが、やりがいのある仕事

☆今後の目標は？

柑橘栽培技術の習得

☆伊方町に望むことは？

農業への支援と産地のPR

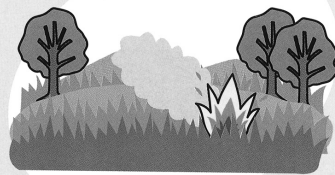
かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう

1 遊休農地が発生すると 環境の悪化につながります

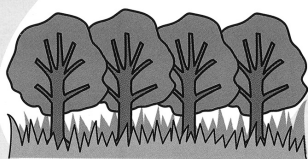
産業廃棄物等の不法投棄



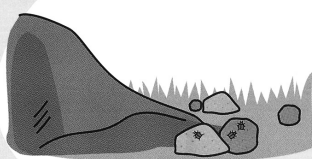
火災の発生



雑木・雑草の繁茂



病害虫の発生、土砂等のたい積



鳥獣害の発生



2 農地は荒らさず耕作しましょう!

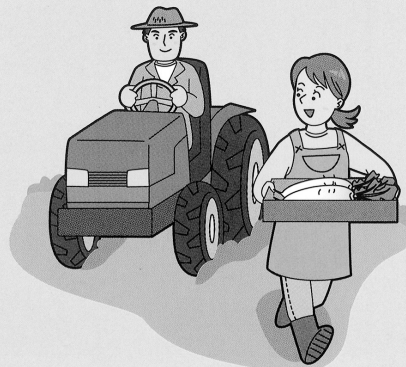
農地の権利を有するものは…

「農地を農地として利用する責務」

があります!

※平成21年12月、新たな農地法が施行され、「農地の所有権・賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の「責務規定」が設けられました。

- 農地は「限りあるかけがえのない資源」です。
- 農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力がかかってしまいます。
- わが国の食料自給力を維持し、今後さらに高めるためにも、農地を有効に活用しましょう。
- 自ら耕作できない等、農地の利用でお悩みの方はお早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談下さい。



3 遊休農地を放っておくと 法的措置がとられます!

(農地法第30条～44条)

農業委員会の指導

遊休農地や周辺農地に比べて低利用の農地の所有者等に対して、農業上の利用を促進するよう農業委員会から指導されます。

遊休農地である旨の通知

指導しても正されない場合等は、農業委員会から「遊休農地」である旨の通知が来ます。

利用計画の届出

通知を受けた農地所有者等は、今後の利用計画を農業委員会に届け出なければなりません。

買入れ等の協議

勧告に従わない場合は、農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体等による所有権の移転等の協議が行われます(協議が整わない場合には、都道府県知事の調停、最終的には知事の裁定による特定利用権(強制的賃借権)の設定に及びます)。

必要な措置の勧告

利用計画の内容が不適切な場合や届け出がない場合等には、農業委員会から必要な措置をとるよう勧告されます。

— 優良農地保全のための意向調査のお願い —

伊方町農業支援センター 電話 38-0311

各地区の農業委員・農地流動化委員さんと協力して農地の保全を推進してまいります。お忙しいと存じますが、農地の承継・斡旋に関するアンケート調査に御協力をお願いします。

なお、アンケートの情報につきましては、目的以外には使用しませんので、率直な意見をお聞かせ下さい。

お問い合わせは、伊方町農業支援センター 電話38-0311

提出先 伊方町農業支援センター・総合支所・JAまで	締切 平成23年2月15日までをお願いします。
---------------------------	-------------------------

氏名 _____ 電話 _____
住所 _____ 年齢 _____ 歳

1. 今後の農業経営方針をお聞かせ下さい。(当てはまる箇所を○で囲んで下さい)

① 経営面積を拡大したい	イ すぐにでも	ロ () 年後	ハ 購入も可
② 縮小していく 農業をやめる () 年後	イ 売りたい ・ すぐにでも ・ 2-3 3-6 10 年後	ロ 貸したい ・ すぐにでも ・ 2-3 3-6 10 年後	ハ 廃園・植林など ()
③ その他	イ 集約したい	ロ 交換したい	ハ 現状維持

2. 売っても良い・貸しても良いという園地がありましたらお書き下さい。

	園地の所在地	面積(a)	栽培品種	樹 齢	スプリンクラーの有無	道路からの距離
1						
2						
3						
4						
5						

3. 上記の園地に関する情報を公開しても良いですか。

- ・ 公開しても良い ・ 公開は希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

4. 伊方町農業支援センターにご意見・要望がありましたらお聞かせ下さい。

--

ご協力ありがとうございました。